



諮問第16号

加東市都市計画審議会

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について（兵庫県決定）（諮問）

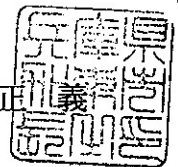
みだしの件について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、兵庫県知事から意見の照会があり、下記のとおり意見回答することについて諮問します。

記

意見照会の内容	別紙「計画書」のとおり。
市の意見	計画書のとおり変更決定することが適当である。

令和3年1月15日

加東市長 安田 正



理由書

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示した本計画の方針が、本市の都市計画の方針と適合していると認められるため、計画書のとおり変更決定することが適当である旨意見回答する。

計 画 書

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

理 由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

人口減少・超高齢社会の進行等の社会経済情勢の変化や新たに策定された「兵庫 2030 年の展望」、「兵庫県地域創生戦略(2020～2024)」等の上位計画の内容を踏まえ、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すため、「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を本計画のとおり変更する。

東播磨地域都市計画区域マスタープラン

東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
中 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

案

令和3年1月

兵庫県

目 次

第 1	基本的事項	1
	(1) 役割	
	(2) 対象区域	
	(3) 目標年次	
第 2	都市計画の目標	3
1	都市計画の基本的な視点	3
	(1) 本県の将来像	
	(2) まちづくり基本方針	
2	都市計画に関する現状と課題	4
	(1) 人口減少・超高齢社会の進行	
	(2) 防災対策の必要性の増大	
	(3) 都市の維持管理コストの増大	
	(4) 地球環境への配慮	
	(5) 産業構造の変化	
	(6) 地域の主体性の高まり	
	(7) 新型コロナ危機の経済社会への影響	
3	都市づくりの基本理念	11
	(1) 安全・安心な都市空間の創出	
	(2) 地域主導による都市づくり	
	(3) 持続可能な都市構造の形成	
第 3	東播磨地域の都市計画の目標等	18
1	都市計画の目標	
	(1) 地域の概況	
	(2) 将来の都市像	
2	区域区分の決定の有無及び方針	28
	(1) 区域区分の決定の有無	
	(2) 区域区分の方針	
3	主要な都市計画の決定の方針	31
	(1) 地域連携型都市構造化に関する方針	
	(2) 土地利用に関する方針	
	(3) 都市施設に関する方針	
	(4) 市街地整備に関する方針	
	(5) 防災に関する方針	
	(6) 景観形成に関する方針	
	(7) 地域の活性化に関する方針	
4	主要な都市施設の整備目標等	44

- (1) 主要な都市施設の整備目標
- (2) 市街地整備の目標
- (3) 市街化調整区域における計画的な市街化の目標

参考図

第1 基本的事項

(1) 役割

東播磨地域都市計画区域マスタープランは、「21世紀兵庫長期ビジョン」（「東播磨地域ビジョン」及び「北播磨地域ビジョン」）（平成23年改定）、「兵庫2030年の展望」（平成30年策定）及びまちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）に基づく「まちづくり基本方針」（平成25年改定）を踏まえ、都市計画法（昭和43年法律第4号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第82条に基づく「立地適正化計画」（以下「立地適正化計画」という。）は、これに即して定める。

(2) 対象区域

対象区域は、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町の8市3町で構成される東播磨地域に含まれる東播都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域とする。

なお、本地域においては、都市計画区域外との関係にも配慮しつつ、広域的な地域の将来像及び都市計画の方向性を示す。

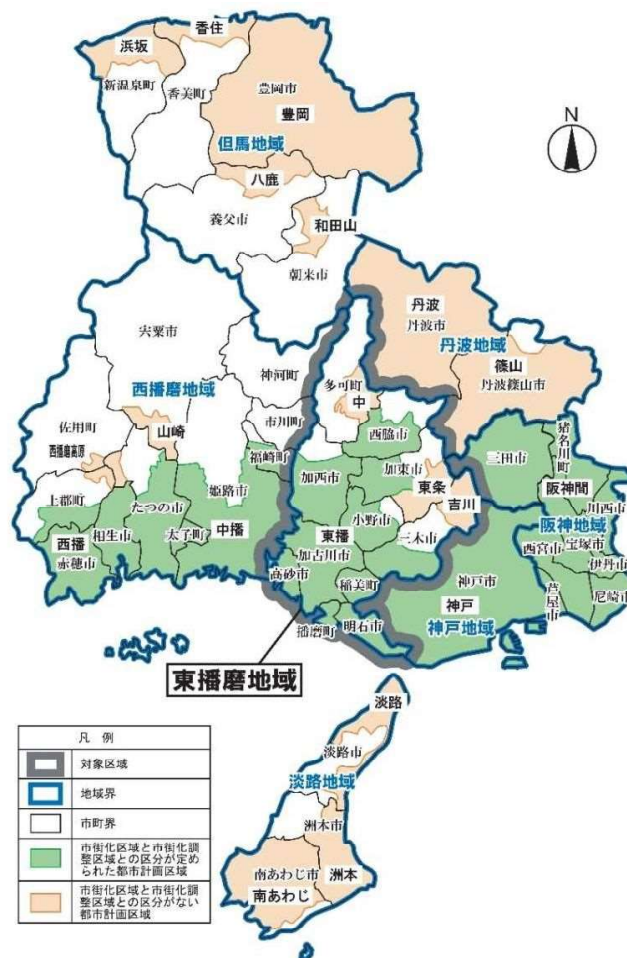


図1 対象区域

表 1 東播磨地域内の都市計画区域

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口（人）
東播都市計画区域	明石市	行政区域の全域	293, 409
	加古川市	行政区域の全域	267, 435
	西脇市	行政区域の一部	33, 386
	三木市	行政区域の一部	65, 930
	高砂市	行政区域の全域	91, 030
	小野市	行政区域の一部	43, 215
	加西市	行政区域の一部	40, 643
	加東市	行政区域の一部	31, 667
	稲美町	行政区域の全域	31, 020
	播磨町	行政区域の全域	33, 739
中都市計画区域	多可町	行政区域の一部	9, 910
東条都市計画区域	加東市	行政区域の一部	7, 371
吉川都市計画区域	三木市	行政区域の一部	7, 595
合計			956, 350

資料：平成 27 年国勢調査（人口）

(3) 目標年次

「21 世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和 22 年（2040 年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和 7 年（2025 年）とする。

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

本格的な人口減少や少子高齢化の進行など、本県を取り巻く環境が大きく変化する時代の転換期において、目指すべき将来像が示された「21 世紀兵庫長期ビジョン」、「兵庫 2030 年の展望」や、地域創生の実現に向けた「兵庫県地域創生戦略（2020～2024）」を踏まえつつ、安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための県の基本的な考え方を明らかにした「まちづくり基本方針」に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向けた都市づくりを進める。

(1) 本県の将来像

ア 21 世紀兵庫長期ビジョン（平成 23 年改定）の目指す社会像

- (ア) 創造的市民社会
- (イ) しごと活性化社会
- (ウ) 環境優先社会
- (エ) 多彩な交流社会

イ 兵庫 2030 年の展望（平成 30 年策定）の基本方針

- (ア) 「未来の活力」の創出 ～人口が減っても活力が持続する兵庫を実現～
- (イ) 「暮らしの質」の追求 ～豊かな生活ができる兵庫を実現～
- (ウ) 「ダイナミックな交流・環流」の拡大 ～活躍の舞台が広がる兵庫を実現～

ウ 兵庫県地域創生戦略（2020～2024）の戦略目標

- (ア) 地域の元気づくり
- (イ) 社会増対策
- (ウ) 自然増対策（子ども子育て対策）
- (エ) 自然増対策（健康長寿対策）

(2) まちづくり基本方針（平成 25 年改定）

ア 安全・安心

南海トラフ巨大地震等に備えた都市機能の確保と迅速な復興への対策、誰もが安心して暮らせる環境整備など、まちの安全・安心の確保

イ 環境との共生

住宅やまちの低炭素化、省資源化、エネルギーの自給と、自然環境や生物多様性の保全再生などによる環境との共生

ウ 魅力と活力

地域の宝や個性の再発見と発信による地域の魅力づくりと、人口減少期に適合した都市機能の集約や地域の実情に応じたきめ細かな土地利用調整による地域活力の増進

エ 自立と連携

人と人、地域と地域の交流や連携の促進による持続人口（定住人口＋交流人口）の確保と地域の自主・自立

2 都市計画に関する現状と課題

本県は、旧五国からなる広域な県土を有し「日本の縮図」と言われている。瀬戸内海から日本海に至る広い県域に、平野部から山地丘陵部、島しょ部まで多様な地形的特徴を有し、古代から多彩な歴史が展開されてきた。こうした多様な自然や多彩な歴史が一体となっていることが特徴であり、兵庫らしさの基盤となっている。

交通利便性の高い瀬戸内臨海部には、人口及び都市機能が集積しており、特に神戸・阪神地域で高密度な市街地を形成している。

内陸部では、ニュータウンや市町の中心部、鉄道駅の周辺等の都市機能が集積する地区が、鉄道やバス、基幹道路等の交通ネットワークで瀬戸内臨海部と結ばれている。

但馬、丹波、淡路地域では、山地が地域の大部分を占めており、平野部のうち鉄道駅周辺や河川・街道沿い等に人口及び都市機能の集積が島状に分布し、これらの市街地が基幹道路を中心とした交通ネットワークにより結ばれている。

このように、地域の中心となる拠点市街地がそれぞれの都市圏域を持って位置し、これらが基幹交通でネットワークされているという都市構造の特徴を踏まえて、都市づくりに取り組む必要がある。

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

ア 持続可能な生活圏の確保

平成 27 年国勢調査における本県の人口は約 553 万人（平成 30 年 4 月 1 日時点推計 約 548 万人）であり、出生数の減少や東京圏、大阪府等への人口流出等の要因から、平成 22 年国勢調査以降、減少傾向が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年推計）によれば、令和 27 年には、現在より約 100 万人少ない約 453 万人となる見込みである。

年齢別の人口構成を見ると、令和 27 年の生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、令和 2 年より約 88 万人少ない約 229 万人となる見込みである。その一方で、高齢者人口（65 歳以上）は今後も増加し、令和 27 年の 65 歳以上人口比率は約 39%となる見込みである。

生産年齢人口の減少は、産業、医療や介護、生活支援等の担い手不足を招き、住民の生活を支えるサービスが低下するおそれがある。また、長期的には県内全域で人口が減少するのに併せて疎住化・偏在化が進み、暮らしの利便性やサービスの効率性が低下する等の問題が生じるおそれがあるため、日常生活を支える都市機能の維持に必要な利用圏人口を確保する必要がある。

また、本県における育児をしている女性の有業率が上昇していることや高齢者人口が増加していることから、女性や高齢者の社会進出を更に促進するため、職場、子育て施設、教育施設や医療・福祉施設等と居住地が近接した持続可能な生活圏の確保が必要である。

イ 公共交通ネットワークの維持・確保

近年、少子高齢化の進展、人口減少に伴い、公共交通の利用者数が減少し、路線バス等の廃止が見られる。こうした現象は、内陸部や日本海側で顕著であったが、最近では、都市近郊部でも顕在化してきている。こうした状況に対して、コミュニティバス・タクシー、デマンド型交通等の運行や地域が主体となった自主運行バス等の取組が見られるようになっている。

また、高齢運転者による事故の社会問題化を背景に、特に地方や過疎地域において交通弱者が今後更に増えるおそれがある。日常的な移動手段の確保は、健康面からも重要性が指摘されており、交通事業者・住民・行政の連携によるユニバーサル社会に対応した公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要がある。

ウ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進

近年、情報化社会の進展は著しく、ICT（Information and Communication Technology:情報通信技術）やIoT（Internet of Things:モノのインターネット化）を活用した遠隔医療・教育や個人向け商品販売・配送システムの充実、各種生活サービスの複合化・高度化等により、住民の居住地選択の幅が広がることが考えられる。

交流人口についても、高速交通網の整備等による行動圏の拡大や観光情報発信の充実等による選択肢の増加等から地域間競争が激化している。また、急激に拡大しているインバウンド（訪日旅行）需要についても、文化の体験を重視する個人旅行が主体となっており、地域ごとの魅力向上や特色を生かした観光戦略が求められている。

各地域においては、地域の担い手不足による地域活力の低下に対し、居住地としての魅力の向上を図ることで人口増につなげるとともに、多様な地域資源を生かし、県外、国外を含めた地域間交流の促進により、地域の活性化に取り組む必要がある。

特に、景観は、地域の自然、暮らしや生業、祭り等の行事によって育まれた歴史・文化、その時代の社会構造等が折り重なることで形づくられた地域の財産であることから、ふるさとの魅力ある景観を守り、創り、育み、将来に伝える取組を進めていく必要がある。

エ 市街地や集落の低密度化対策

人口減少社会においては、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用地が、時間的、空間的にランダム性をもって発生する「都市のスポンジ化」が進行することによる、地域活力の低下や治安・景観の悪化などが市街地環境の問題となっている。

本県の市街地エリアでも、密集市街地や機能更新が進まない旧市街地など、従来から課題を抱えていた地区に加え、高度経済成長期に建設されたいわゆるオールドニュータウンにおいて、人口減少や老朽化した住宅の増加に伴い空き地や空き家が増加し、市街地の低密度化が進行している。

一方、市街地以外のエリアでは、小規模な集落や古くからの住宅地を中心に、エリア全域で低密度化が進行しており、集落や自治会等の機能を維持・継承できなくなる事態が予想される。こうしたエリアでは、居住地と農林漁業地が一体性を有しており、集落の低密度化により、農地や里山等の管理が困難となるおそれもある。

市街地や集落の低密度化は、治安や景観、コミュニティの弱体化、土地の荒廃による災害リスクの増大、民間投資の減少、インフラ管理や公共サービスの非効率化などの問題の要因となる。このため、地域の特性や将来の見通しに基づき、日常生活を支える都市機能の効率的な確保や住環境の維持、地区の個性や魅力の向上、コミュニティの継承等の実現に向けた対策を講じていく必要がある。

(2) 防災対策の必要性の増大

ア 防災・減災への更なる対策

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これまで広域防災拠点の整備や密集市街地の改善など災害に強いまちづくりを進めてきたが、東日本大震災における津波による甚大な被害や、近年、頻発化する異常豪雨による浸水被害や土砂災害により、改めて自然災害に対する備えの大切さが認識され、住民の防災意識も高まっている。特に、従来の防災対策に加え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づいた備えの充実が求められており、レジリエンス（強靱さ・しなやかさ）の確保に向けた防災対策、さらには災害後の復興が円滑に進むように事前に復興まちづくりの計画を検討し、災害に強いまちにしておく事前復興の必要性が増大している。

本県では、東日本大震災の被害状況を踏まえ津波による浸水想定区域の見直しを行ったほか、「津波防災インフラ整備計画」（平成 26 年策定）に基づく津波対策や「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」（令和 2 年策定）に基づく高潮対策を進めている。また、総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）を制定し、台風や集中豪雨による浸水被害に対して、従来の河川下水道対策に流域対策や減災対策を組み合わせた総合治水の取組を進めている。さらに、「第 3 次山地防災・土砂災害対策計画」（平成 30 年策定）に基づき、砂防堰堤や治山ダム等の整備を進めるとともに、「ひょうご道路防災推進 10 箇年計画」（平成 31 年策定）に基づき、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を進めており、災害に強いまちづくりの実現のため、これらの取組を更に推進する必要がある。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、危険箇所の周知と警戒避難体制の整備をいち早く進めるため、土砂災害警戒区域の指定を平成 26 年度までにおおむね完了した。引き続き、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等を行う土砂災害特別警戒区域の指定を進めている。また、平成 27 年度の水防法（昭和 24 年法律第 193 号）改正に伴い、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等を充実・強化するため、想定最大規模降雨等による洪水等の浸水想定区域を公表している。さらに、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）やため池の保全等に関する条例（平成 27 年兵庫県条例第 18 号）に基づき、決壊時に人的被害等を及ぼすおそれのあるため池を特定ため池に指定し、適正な保全を図っている。これらの災害のおそれのある地域の指定等を踏まえ、安全なまちづくりを進める必要がある。

(3) 都市の維持管理コストの増大

ア 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新

道路、下水道、公園等の都市基盤施設については、高度経済成長期の急速な人口増加・都市の拡大に対応して整備を進め、一定のストックを形成してきた。しかし、高度経済成長期に建設された施設が、今後一斉に老朽化が進行し維持管理・更新コストの急増が懸念されている。このため、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」（令和 2 年改定）等に基づき、計画的に都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を進めていく必要がある。